

## 【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

### (1) 活動概観

#### 〔調査の経過〕

行財政機構及び行政監察に関する調査会は、3年間にわたる調査テーマ「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」に基づき、第134回国会において2回の調査を行った。その際、行政側からの行政監察・行政不服審査制度等はおおむね機能しており、制度上の課題・問題点はないとの答弁に対して、委員からこの答弁は実態と乖離した認識ではないかとの疑問が出されたため、第三者的立場にある学識経験者から既存制度の課題・問題点について意見を聴取し、これまでの調査を総括することとした。

平成8年2月7日には、「行政監察制度・行政相談制度及び類似・関連制度」について、早稲田大学政治経済学部教授片岡寛光君、広島修道大学法学部教授山谷清志君及び社団法人全国行政相談委員連合協議会会長鎌田理次郎君の3名を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、委員と参考人との意見交換を行った。

次に、国に先駆けオンブズマン制度を導入し、住民の権利・利益、又は苦情救済制度を設けている地方公共団体の実情を把握し、国における行政監査制度を検討する際の参考に資するため、同年2月14日には、「地方自治体のオンブズマン制度及び監査制度等」について、東海大学政治経済学部長宇都宮深志君、立教大学法学部教授新藤宗幸君及び全都道府県監査委員協議会連合会事務局次長皆上一三君の3名を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、委員と参考人との意見交換を行った。

次に、議会にオンブズマンを置くことについて憲法上の検討が必要であるため、同年5月23日には、「新たな行政監視制度の法的課題」について、慶應義塾大学法学部教授小林節君、玉川大学文学部教授川野秀之君、関西学院大学法学部教授平松毅君及び東邦大学理学部教授元山健君の4名を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、委員と参考人との意見交換を行った。

さらに、1年目の計画を終了するに当たって、これまでの調査で委員及び参考人から課題として提示された事項を委員間で検討するため、同年5月31日に自由討議、いわゆるフリートーキングを行った。

この他、地域における行政監察及び地方公共団体の監査委員制度等の実情を調査するため、委員派遣及び視察を行った。

委員派遣は、大阪府、兵庫県及び香川県に同年2月26日から28日までの3日間行い、また、視察は同年4月8日に川崎市役所を訪問し、川崎市市民オンブ

ズマン制度及び監査委員制度について代表市民オンブズマン等に面談の上、実情調査を行った。

#### 〔調査の概要〕

平成8年2月7日の調査会では、①行政監察制度及び行政相談制度の実態と課題等（行政監察の機能発揮状況、行政監察と行政改革の関係、行政監察の内部監査としての限界、規制側面への行政監察の実施の必要性、行政相談における対応困難な事例、行政サービスについての情報公開等）、②行政評価と国会の行政監視手段等（日本における行政評価、国会が関与する方法として政策評価の導入、プログラムの目標達成度のチェック等）、③オンブズマン制度（設置形態、権限、資格要件、選任方法、日本への導入、憲法との関係等）等について質疑を行った。

同年2月14日の調査会では、①我が国へのオンブズマン制度導入の可能性と課題等（オンブズマンの権限・適格者・選任方法・身分保障、オンブズマン制度の参議院への導入、オンブズマン制度と憲法及び国政調査権との関係、オンブズマン制度を活用した行政統制の方法、プログラム評価という手法の導入、オンブズマンの財政分野での活用、スタッフの選任方法等）、②地方公共団体のオンブズマン制度等（長崎県諫早市の市政参与委員制度の概要、オンブズマン白書の発行状況、オンブズマン制度導入と地方分権との関係・行政相談等他の制度との調和等）、③監査委員制度の実態（地方議会の決算特別委員会と監査委員との関係、地方自治体における監査制度の機能回復・改善のための方法、監査委員の公選制等）等について質疑を行った。

同年5月23日の調査会では、①我が国へのオンブズマン制度導入に関する法的課題等（参議院へオンブズマン制度を新設する場合の憲法上の根拠・国会法改正の問題、三権分立との関係、国政調査権の解釈、代表民主制との関係、公選制の是非、オンブズマン設置の諸形態等）、②既存制度の活用（請願審査・証人喚問・一般調査の運用の改善、常任委員会による行政監視、かつて設置された衆議院の行政監察特別委員会の活動状況、国会のTV中継の活用等）等について質疑を行った。

同年5月31日の調査会では、①国会における既存制度の活用（国政調査権の活用、請願審査の改善等）、②現在の行政監察・行政相談制度の更なる実態調査の必要性、③議会への行政監視機関の設置の必要性、④オンブズマン制度の検討の必要性（定義、権限、独立性確保策、選任方法、スタッフ等）等について意見交換を行った。

以上のような意見が述べられたが、2年目の調査会の活動に向けて、理事会等でこれらの意見を整理し、調査の方向性等を検討していくこととした。

## (2) 調査会経過

### ○平成8年2月7日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、行政監察制度・行政相談制度及び類似・関連制度に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 早稲田大学政治経済学部教授       | 片岡 寛光君  |
| 広島修道大学法学部教授         | 山谷 清志君  |
| 社団法人全国行政相談委員連合協議会会長 | 鎌田 理次郎君 |

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

### ○平成8年2月14日(水) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、地方自治体のオンブズマン制度及び監査制度等に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 東海大学政治経済学部長          | 宇都宮 深志君 |
| 立教大学法学部教授            | 新藤 宗幸君  |
| 全都道府県監査委員協議会連合会事務局次長 | 皆上 一三君  |

### ○平成8年5月23日(木) (第3回)

- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、新たな行政監視制度の法的課題に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

|          |        |
|----------|--------|
| 慶應義塾大学教授 | 小林 節君  |
| 玉川大学教授   | 川野 秀之君 |
| 関西学院大学教授 | 平松 毅君  |
| 東邦大学教授   | 元山 健君  |

- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

### ○平成8年5月31日(金) (第4回)

- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方について意見の交換を行った。

○平成8年6月13日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成8年6月18日（火）（第6回）

- 行財政機構及び行政監察に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### （3）調査会報告要旨

#### 行財政機構及び行政監察に関する調査報告（中間報告）

##### 【要旨】

本調査会は、行財政機構及び行政監察に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第133回国会の平成7年8月に設置された。

本調査会は、当面、行政監察等に視点を置いて調査を行い、必要に応じて行財政機構についても調査を行うこととし、3年間にわたる調査テーマは「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」とした。

1年目における調査は、まず、立法府による行政監査の在り方を検討するため、「現行の行政監察制度の実情と問題点」、「オンブズマン類似・関連制度」について政府から説明を聴取し、質疑を行うとともに、「行政監察制度・行政相談制度及び類似・関連制度」、「地方自治体のオンブズマン制度及び監査制度等」、「新たな行政監視制度の法的課題」について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、これまでの調査で課題として提示された事項について調査会委員間の自由討議を行った。

以上の調査の経過及び結果を6月13日、調査報告書（中間報告）として取りまとめ、同日議長に提出した。

そのうち、調査会委員等から提示された意見の概要は、次のとおりである。

#### 1 行政監察制度と行政相談制度

政府は、行政監察の充実と各行政機関の内部監査機能との連携の強化及び監察結果の実効性の向上を図る必要がある。また、複雑化・多様化した行政需要を反映した苦情に的確に対応した相談体制の創設が必要である。

#### 2 オンブズマン類似・関連制度

行政不服審査制度については、審査期間の短縮化が必要である。また、各行政機関の相談制度等については、類似相談業務等を統一的に把握するシステムが必要である。

### 3 地方公共団体の監査委員制度等

監査委員については、地方公共団体の会計・監査の専門知識を有する者を選任するための改善が必要である。

### 4 新たな行政監視制度の法的課題

(1) 参議院にオンブズマン制度を新設することは、二院制の活性化、政治及び行政の改革に役立つものの、オンブズマンの権限は三権分立の原則から勧告・意見の提示にとどめるべきである。

(2) 国会にオンブズマン委員会を設置すると、政争の具となりはしないかとの疑念を持つ。

### 5 2年目の調査会の活動に向けて

(1) 行政を常時監視する委員会を国会に設置する必要がある。

(2) 国会への行政監視機関の新設を論ずる前に、既存の常任委員会等において、国政調査権の活用及び請願処理の改善等を図ることが必要である。

(3) 現在の行政監察制度等の実態を更に細かく調査した上で、国会に新たな行政監視機関が必要か否かを検討すべきである。

(4) 一定領域に限定した議会型オンブズマンをパイロット的に設置し、国民の反応を確認する必要がある。

本調査会は、2年目の調査活動に向けて、理事会等においてこれらの意見を整理し、調査の方向性等を検討していくこととした。